附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和五年六月八日から施行する。

一　第二条中装置型式指定規則第二条第十一号の六、第四十三号の二及び第四十三号の三の改正規定（同条の表第十二号の前に一号を加える部分及び同表第三十七号の次に二号を加える部分に限る。）並びに同令第三号様式の改正規定（同様式の表第二条第十一号の五の運転者席の項の次に一項を加える部分及び同表第二条第四十四号の後退時車両直後確認装置の項の前に二項を加える部分に限る。）

二　第三条中共通構造部型式指定規則第五条の二の改正規定（「から第十二号まで」を「、第十一号の五、第十二号」に改める部分に限る。）

三　第四条中道路運送車両法関係手数料規則別表第一の改正規定（同表第四十三号から第四十三号の三までに係る部分、同表第四十五号の改正規定及び同表備考第三号の改正規定を除く。）及び同令別表第二の改正規定（同表第二十二号から第二十二号の三までに係る部分及び同表備考第三号の改正規定を除く。）

（経過措置）

第二条　第二条の規定（前条第一号に掲げる改正規定を除く。以下この条において同じ。）による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条の表第五号の八及び第五号の九下欄に掲げる第三十四号第三改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、当分の間、第二条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条の表第五号の八及び第五号の九下欄に掲げる第三十四号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

２　旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。次項において同じ。）（次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）は、令和十一年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

３　旧規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第三改訂版に基づき行われた認定であって、新規則第五条の表第六号の六下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定に相当すると認めて国土交通大臣が告示で定めるものは、当分の間、同号下欄に掲げる第百二十七号第四改訂版に基づき行われた認定とみなす。

４　旧規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号改訂版に基づき行われた認定（令和五年八月三十一日以前に行われたものに限り、次項の国土交通大臣が告示で定めるものを除く。）は、令和六年八月三十一日までの間は、新規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。

５　旧規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号改訂版に基づき行われた認定であって、新規則第五条の表第十一号の五下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定に相当すると認めて国土交通大臣が告示で定めるものは、当分の間、同号下欄に掲げる第百二十五号第二改訂版に基づき行われた認定とみなす。